

2. 届出が必要な行為

届出が必要な行為の種類及び規模は、次のとおり定められています。

行為の種類	届出を要する規模
① 建築物 (新築、増築、改築、移転、外観の変更)	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの 外観面積の1/2を超える外観の変更
② 工作物 (新設、増築、改築、移転、外観の変更)	工作物の種類により、 高さ5m、13m、20mを超えるもの、 築造面積1,000㎡を超えるもの等 (下の届出を要する工作物一覧表を参照してください)
③ 開発行為	土地の面積3,000㎡又は法面の高さ5mを超えるもの
④ 土石の採取又は鉱物の掘採	
⑤ 土地の形質の変更	
⑥ 屋外における物件の堆積	高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの
⑦ 水面の埋立て又は干拓	水面の面積3,000㎡又は法面の高さ5mを超えるもの

工作物の詳細はこちらです

○届出を要する工作物一覧表

工作物の種類	届出を要する規模
① さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ5mを超えるもの
② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(④の支持物に該当するものを除く)	高さ13mを超えるもの
③ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物	
④ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路	高さ20mを超えるもの
⑤ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さ)13mを超えるもの
⑥ 広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ(建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さ)13m 又は表示面積の合計が15㎡を超えるもの
⑦ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さ13m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
⑧ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
⑨ 自動車車庫の用に供する立体的施設	
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	
⑪ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設	
⑫ 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設	外観に係る面積の1/2に相当する面積を超えるもの
上記の外観の変更	

3. 適用除外

次に該当する場合には、届出は必要ありません。

○ 景観法第16条第7項各号に掲げる行為（抜粋）

1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

地下に設ける建築物・工作物、仮設の工作物ほか（景観法施行令第8条）

2 非常災害のための必要な応急措置として行う行為

3 政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(1) 政令で定める行為（景観法施行令第10条）

- ① 文化財保護法
- ② 屋外広告物法

(2) 青森県景観条例施行規則第11条に規定する行為

- ・ 建築物の新築等で、建築面積の合計が10㎡を超えないもの
- ・ 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
- ・ 建築物又は工作物の修繕等で、当該行為に係る面積が10㎡を超えないもの
- ・ 存続期間が90日を超えない仮設の建築物の建築等
- ・ 屋外における物件の堆積で、期間が90日を超えない場合又は外部から見通すことができない場所での行為

(3) 青森県景観条例施行規則第12条に規定する行為

- ① 文化財保護法
- ② 森林法
- ③ 土地区画整理法
- ④ 都市公園法
- ⑤ 自然公園法
- ⑥ 都市計画法
- ⑦ 自然環境保全法
- ⑧ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法

(4) 青森県景観条例施行規則第13条に規定する行為

- ① 青森県立自然公園条例
- ② 青森県自然環境保全条例
- ③ 青森県文化財保護条例
- ④ 良好な景観の形成に関する市町村の条例等
- ⑤ 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
（畜舎等の建築物を建築するための造成等は該当しません。）
- ⑥ 専ら地盤面下又は水面下において行う行為
- ⑦ 国の機関、地方公共団体又は条例施行規則に掲げる団体の行う行為

※各法令の条項は省略しています。詳しくは青森県景観条例を参照してください。

○適用除外団体（青森県景観条例施行規則第10条）

- ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ③ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ④ 独立行政法人都市再生機構
- ⑤ 独立行政法人労働者健康安全機構
- ⑥ 青森県土地開発公社
- ⑦ 青森県道路公社
- ⑧ 公益社団法人あおもり農業支援センター
- ⑨ 公益財団法人青森県フェリー埠頭公社
- ⑩ 市町村土地開発公社
- ⑪ 土地改良区及び土地改良区連合